

教職員の懲戒処分について

- 1 職員の所属・年齢等
さぬき市内の県立高校 会計年度任用職員 45歳 男
- 2 発令内容
停職 3月
- 3 発令年月日
令和5年9月12日
- 4 発令の理由
令和5年4月4日、東かがわ市内の小売店において、化粧品を万引きした。
また、本人からの事情聴取において、これ以前にも万引きをしていたことが判明している。
かかる行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当すると認められる。